

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に係る健全化判断比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
下呂市の比率	－	－	11.0	1.9
早期健全化基準	12.89	17.89	25.0	350.0

下呂市の比率欄「－」は赤字比率がないことを表す。

令和 6 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登